

地域生活支援拠点の整備について

項 目	実 施 内 容	今後の方針
相談機能	基幹相談支援センターの相談員が2名となり、相談機能の充実が図られている。また、令和2年10月より基幹相談支援センターに「え〜る」という愛称をつけ、気軽に相談できる窓口として広報等で周知を図っている。	基幹相談支援センターの相談支援体制の確保と、相談窓口「え〜る」の周知及び必要な機関と連携する。
緊急時の受入体制	緊急時の受入先として考えられる短期入所は、日常的に不足しているが、現状の緊急時の対応は、事前に計画相談支援を担当している相談支援専門員に相談したり、親族や支援者等の対応により何とか対応できている。	平時から本人を中心に支援者との関係を築き、緊急時に既存の資源をよりスムーズに活用できるよう、支援者間のネットワークも重要である。
体験の機会・場の提供	障がいのある人の親亡き後や地域で暮らしていくために、体験の機会や場の必要性について、ニーズ調査により実施した	短期入所やグループホームに限らず、どんな体験の機会や場が必要なのか検討する。
専門的人材の確保・養成	各専門部会を活用して、関係機関との情報共有や意見交換等を行い、スキルアップを図っている。特に、相談支援部会は、2か月に1回程度、情報交換や事例検討を実施し、相談支援専門員のスキルアップを図ったり、各専門部会へ参加することで関係機関とも関係づくりができています。	引き続き、各専門部会を開催するとともに、講師による専門的な研修の実施を検討する。
地域の体制づくり	各専門部会を開催することで、事業所と関係機関の顔の見える関係づくりが図られている。また、関係機関と連携し、市民や市民団体等に障がいや障がいのある人への理解促進のための周知や研修を実施している。	引き続き、関係機関との連携を図り、障がい等に対する理解促進のための周知や研修を実施する。